

沖縄県ホームページ広告掲載取扱業務に関する仕様書

1 業務の名称

平成 30 年度沖縄県ホームページ広告掲載取扱業務

2 業務期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

3 業務内容

(1) 概要

受諾業者は、沖縄県ホームページのバナー広告掲載枠を使用して、広告主の募集・選定、バナー広告の制作等、広告掲載に必要な業務を行うこととし、沖縄県に広告掲載料を納付する。

(2) バナー掲載ホームページ

沖縄県公式ホームページ (URL : <http://www.pref.okinawa.lg.jp/>)

平成 29 年年間ページビュー数 : 19,954,407 件

(3) 掲載位置及び掲載枠

トップページ下部フローティングバナー (15 枠 : 別紙 1 参照) 及び「基地」を除く各分野別ページ右部 (18 枠 : 別紙 2 参照)

(4) バナー枠の規格

大きさ : 縦 42 ピクセル、横 157 ピクセル

形式 : GIF (静止画像)、JPEG

データ容量 : 8 KB 以下

画像の ALT 属性 : 「広告 : 」で始め、「広告 : 」を除き全半角問わず 30 文字以内

(5) バナー広告の掲載期間

原則として 1 ヶ月単位とし、1 ヶ月以上の申込みがあった場合は県と協議する。

(6) バナー広告の掲載及び広告原稿

掲載開始日から起算して 10 日前までに県に提出し承認を求める。

県が掲載可とした場合は、掲載開始日から起算して 5 日前までに広告原稿を電子メール、または CD - R 等の記録媒体で提出する。

(7) 沖縄県ホームページへの掲載 (表示) 及び削除は、県が行う。

4 業務基準

この仕様書のほか、「沖縄県ホームページ広告掲載要領」「沖縄県ホームページ広告掲載基準」及び「平成 30 年度沖縄県ホームページ広告掲載取扱業務契約書」に基づきバナー広告を掲載する。これらに定めのない事項で疑義が生じた場合は、県と協議し、県の指示によるものとする。

5 広告掲載料の納付

契約した広告掲載料を 12 月で除した額を、県が発行する納入通知書により広告が掲載された月の末日までに納付する。

1 トップページ下部(フローティングバナー)



トップページ下部15枠
(フローティングバナー)

